

平成21年（行コ）第213号 公金支出差止（住民訴訟）請求控訴事件

控訴人 深澤洋子外37名

被控訴人 東京都知事外4名

証拠説明書（甲A19）

平成22年12月17日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 谷合 周三

号証	標目（原本・写しの別）	作成年月日	作成者	立証趣旨	
甲 A 19	人見第2意見書＝ 八ッ場ダム住民訴訟 に関する意見書－東 京地裁判決の治水問 題に関する判示に関 して	写 し	22年11月3 0日	人見 剛 立 教大学教授	1 本件原判決である東京地裁判決が、治水負 担金の違法性判断において、最高裁1日校長 事件の判断基準を援用したことは、誤りであ ること、 2 上記最高裁判決は、4号請求の事案である のに、原判決は、本件における1号請求にも 上記最高裁判決の判断基準をそのまま援用し た点で誤りがあること、 3 上記最高裁判決は、先行行為の権限機関 （教育委員会）の判断を、財務会計行為の権 限機関（知事）が尊重する必要があるという 特殊事案における判断基準を示したものであ るのに、 原判決は、上記のような特殊事案ではな く、先行行為の権限機関（国土交通大臣）の 判断を、都知事が尊重しなければならないよ うな関係にはなく、河川法63条の要件を充 足していなければ支出が違法となる事案であ るにもかかわらず、漫然と、上記最高裁判決 の基準を援用した点で誤りがあること、 4 本件八ッ場ダム建設計画、河川法63条に 基づく負担金支出命令が適法であることにつ いては、被控訴人側に主張立証責任があるの に、実質的に、控訴人に、その主張立証責任 を転換させた点で、原判決に誤りがあること 等。